

5 学生課

窓口取扱時間	(火～金)	8:30 ～ 17:00
	(土)	8:30 ～ 12:00

【変更届について】

以下の項目に変更が生じた場合は、速やかに学生課に届け出てください。本学では教職員から学生のみなさんへ連絡することがありますので、特に携帯電話番号やメールアドレスは最新の情報をお知らせください。ご理解とご協力をお願いします。

- 氏名
- 本籍地
- 住所
- 電話番号（携帯電話番号を含む）
- メールアドレス
- 帰省先（住所・電話番号）
- 在籍教会
- 出席教会
- 保証人
- 保証人住所・電話番号

*氏名や本籍地を変更したときは、住民票も提出してください。

*留学生が住所を変更したときは、在留カードのコピーも提出してください。

*保証人を変更するときは、「保証人変更届」を提出してください。

【学生証について】

- ・学生証は、本学に在籍する学生であることを証明するもので、毎年4月初めに新しい学生証をお渡しします。
- ・学生証は常に携帯してください。
- ・通学定期券・学生割引乗車券を購入する際、ならびにそれらを利用する際に係員から要求があった場合には提示してください。（学生証の右側が「通学定期乗車券発行控」になっています。）
- ・学生証を他人に貸与または譲与してはなりません。
- ・記載事項（住所・氏名等）に変更があった時は、速やかに届け出てください。
- ・学生証の有効期限は、当該年度末（3月31日まで）です。有効期間中に退学・除籍等により学籍を失った場合は、速やかに返却してください。また、進級・卒業・修了等により有効期限を過ぎた学生証は、各自で処分してください。
- ・学生証を紛失した場合は、学生課で再発行の申請をしてください。手数料は500円です。

【学校学生生徒旅客運賃割引証（以下、学割）について】

学割は、JR線を片道100kmを超えて乗車する時に使用でき、普通運賃が2割引になります。なお、学割は次の目的を持って使用する場合に限り発行されます。

1. 帰省
2. 正課教育（夏期伝道実習・神学校日等）
3. 課外教育活動（サークル活動・委員会活動等）
4. 就職・受験（赴任予定先での説教奉仕等）
5. 見学・行事参加（観光等）
6. 傷病治療
7. 保護者の旅行への随行

また、学割の申請・使用にあたっては、以下の点にご注意ください。

- ・学生課にある申込書に必要事項を記入し、本人が申請してください。
- ・使用目的ごとに申請してください。（1度に申請する場合でも、使用目的が異なる場合は、使用目的ごとに申込書を記入する必要があります。）
- ・学割は申請日の翌日午後以降に交付します。なお、申請日が金曜日・土曜日の場合交付日は翌週火曜日です。なお、夏期休業期間および冬期休業期間、入学者選抜（入試）の前日（あるいは前週末）～当日等は、窓口業務日程が変更になる可能性がありますので、余裕を持って申請手続きを行ってください。
- ・有効期間は発行日より3ヶ月間です。ただし、1月以降の発行であっても、学部卒業・大学院修了等が見込まれる場合の有効期限は、当該年度末（3月31日）となります。
- ・学割を他人に貸与または譲渡してはなりません。
- ・学割を使用する場合には必ず学生証を携帯してください。

【教会実習用通学証明書について】

教会へ通うための定期券を購入する場合、各鉄道会社に教会実習用の通学証明書発行を申請することにより、通学定期券と同様の割引を受けることができます。申請用紙は学生課にあります。なお、鉄道会社での審査には時間を要するため、学生課窓口での申請後、当該年度初回申請時に限り証明書発行までに4週間前後かかります。あらかじめご了承ください。

【国民年金について】

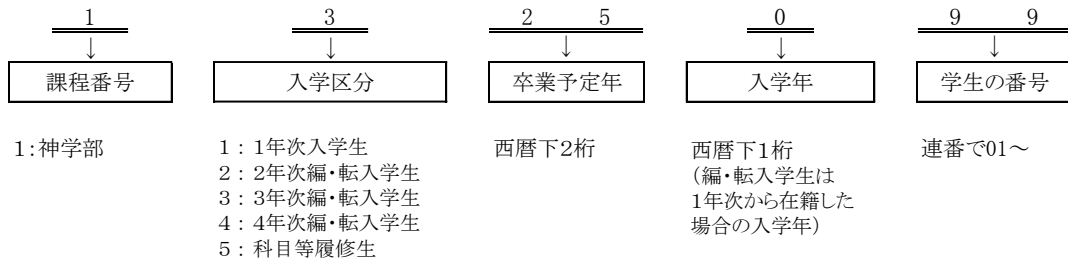
日本国内に住むすべての人は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられています。しかし、学生については、申請により、在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」の利用が可能です。現行制度では、年齢制限はありません。日本年金機構のホームページ等で詳細を確認し、住民登録をしている市区町村の国民年金窓口または年金事務所で手続きを行うことをお勧めします。

【参考：学籍番号について】

本学の学籍番号の構成は以下の通りです。

◇神学部

例：学籍番号1325099



◇大学院

例：学籍番号2125399

